

義和団事件期における北京在住の南人

田 中 辰 宜

一 緒 言

一九世紀末、北京を中心とした地域は義和団による排外活動、清朝と各国連合軍との戦闘により著しく荒廃していた。義和団は強固な排外意識によってよく知られている。しかし、それ故に義和団を研究対象とする場合、西洋との対立や愛国運動としての側面ばかりに目を奪われがちである。

確かに、こうした排外的側面に焦点を置いた義和団像は当時各国で発行されていた新聞記事からも読み取れる。日本の『朝日新聞』の特派員である筑紫二郎が明治三十三年（一九〇〇年）五月二十六日⁽¹⁾に発した現地報告には「然るに又去年の秋冬の交より義和団てふもの山東に起り、漸次北して直隸の野に入り、今や輦轂の下亦彼等の衆愚を煽惑するを見るに至れり。團匪の目的とする所は耶蘇教の退治に在り、外人の撃攘に在りと云ふ⁽²⁾」と語られている。また六月三日の『THE NEW YORK TIMES』には「義和団、欧米人を殺害す⁽³⁾」、同月五日には「義和団、教会や駅を焼き払い、教民を殺害⁽⁴⁾」といった記事が見られる。さらには当事国である中国の新聞においても、このような記事が

数多く掲載されている⁽⁵⁾。

しかしながら、実際に彼ら義和団が攻撃対象と見なしていたものはそのみに留まらない。上海で発行されていた日刊紙『新聞報』に「外国との開戦に否定的な者を二毛子と、西洋の文物を扱う者を三毛子と言ひ、また西洋人と関係を有している広東や寧波の出身者をも攻撃の対象とみなしていた⁽⁶⁾」と語られているように、西洋文化と関わりのある者と並べて、北京に滞在する広東や寧波のような開港地の出身者をも攻撃対象とみなしていたようだ。つまり義和団は、当時北京や天津といった京津地方に滞在していた東南各省出身者を自分たち北方の人々と区別して南人と呼び、敵視していたのである。本文でも詳しく述べるが、本稿でいう南人とは浙江・江蘇・安徽・湖北・湖南や広東をはじめとした長江流域以南の各省出身者を指し、中でも京津地域に滞在していた者について詳しく述べていく。

著者に関する詳細な情報は不明であるが、おそらく当時京津地方に滞在していた者の手によって書かれたと思われる「遇難日記」⁽⁷⁾には、「義和団は南人をひどく憎み、攻撃せんとしていた。なぜなら、南人は電報局や鉄道などで西洋人とともに働いていたからだ。それ故、南人は義和団から二毛子と呼ばれ、攻撃を受けていた」とあり、義和団

は南人が西洋人と気脈を通じているとし、これを攻撃したと指摘している。

日本のジャーナリストである佐原篤介⁽⁸⁾及び中国人の温隠が義和団に關する記述を収集し、編集した「拳事雜記」⁽⁹⁾にも、「近頃南方の中国人は、北方の蛮民に殺されることが多い。なぜなら、南人が西洋人とともに新法を制定し、北人の腹を裂き、その内臓を調べるためだ」とあり、南人が西洋人と關係を持つが故に殺されたことが記されている。

また、『拳匪紀略』⁽¹⁰⁾には、「義和団が南人を憎む理由は、北方で官吏に就く者は南人が多く、洋行で働く者にも南人が多いためだ。しかし、どうして南方で官吏に就く者は北人が多いことに思い当たらないのだろうか」とあるように、義和団が南人を憎む理由として、北で官吏の職に就いたり、洋行で働く者の多くが南人であることに言及している。これらの史料からも義和団が南人を攻撃していたこと、その原因が南人と西洋人との關係にあったことが明らかである。

こうした義和団と南人の關係について、市古宙三氏は、当時の中国南北における西洋人・西洋文化への態度の相異から、義和団の排外性格の一端として南人への敵意を指摘している。⁽¹¹⁾ 里井彦七郎氏は、義和団による南人への敵意を確認し、江浙出身の買弁商人たちが華北人と區別され、南人と呼ばれていたとして、その敵意の原因が日清戦争終結後の帝国主義諸国の急速な資本投下に伴った南人の華北進出と、そこでの西洋人との協力關係について言及している。⁽¹²⁾ さらに吉澤誠一郎氏は、里井氏と同じく義和団による南人攻撃の史料を提示し、南方出身者の例として広東・浙江・寧波などの出身者を挙げ、義和団による

南人攻撃は天津でのみ起こり、外国人と商売をしたり雇用されたりすることで富を蓄える者の大多数が南方出身者であることから、天津の本地人が外省人への反感を強めていったと述べている。⁽¹³⁾

しかしながら、これらの先行研究は欧米列強の中国進出及びそれにとまなう江蘇・浙江・広東などの各省の経済的躍進にのみ目を向けており、そこに義和団の南人敵視の原因を求めている。それ故、当時北京周辺で実際に日常生活を送っていた南人の状況を踏まえたものとは言い難い。また同様に、南人を規定する上でも経済的に先行していた開港地の出身者をもつて見なしている点が強く、単一的な印象を拭えない。

そこで、本稿では上海で発行されていた『申報』・『中外日報』・『新聞報』などの日刊紙に掲載された京津地域から上海への避難者の姓名・出身地・職業・家族の有無及び北京での居住地など当時のものとしては貴重な個人情報記載された難民名簿などのこれまで注目されてこなかった記事をもつて、義和団事件期における北京在住南人の出身地や家族の有無、職業、北京での居住地等の分析を試みたい。本稿で利用するこれら難民名簿は、義和団事件期の中国において、当時発達しつつあった新聞というメディアを用いた人々の安否確認の手段として利用したものである。また名簿には個々人の情報が詳細に大量に記載されている点においても、他の史料には見られない有用性があり、極めて高い史料価値がある。本稿では、それらの名簿を分析した結果に基づき、南人の北京での生活状況の考察を通じて南人の具体的な姿を明らかにし、義和団構成員を含む従来からの京津地域住人と長江流域及びそれ以南出身者からなる南人との間に存在する生活状況の差

異に由来する義和団と南人の関係について論じていくものである。

二 義和団事件後の華北から華南への避難者

一、義和団事件後の京津の状況

一九〇〇年八月、義和団事件は連合軍による北京占領という形では幕を閉じる。しかし、戦闘最終後も北京を中心とした地域では、義和団の残党と連合軍の衝突が各地で頻発し、軍規の緩んだ連合軍による掠奪などが相次いだ。それ故、これらの地が平穏な状態を取り戻し、人々が日常生活を再開するには時間を必要としていた。こうした当時の京津地方荒廃の様子や在京南人の苦境については、当時中国、特に上海で発行されていた新聞に数多くの記事が見られる。

上海の『新聞報』光緒二十六年閏八月二十日（一九〇〇年一〇月一三日）の「特塾鉅款」には、「旗漢窮民之在京城内外者、大半遭匪搶劫、一□至爲困苦…」とあり、北京・天津一帯には難民が多く、城内の者も城外の者もその大半が義和団による攻撃に遭い、困窮していたことが知られる。

また、同じく上海の『中外日報』光緒二十六年八月二十八日（一九〇〇年九月二一日）に掲載された「濟急善局公啓 并章程」の冒頭には、

啓者、本年京津一帯、自四五月間、拳匪擾亂、慘被兵災、江浙人士在北方遊官經商、斃於槍砲之中者、不可勝數。其餘乘間逃出了。然一身妻子分離、沿途留滯者、尚不知凡幾人生。至此慘目傷心信厚等昨奉。

という一文が見られ、北京天津一帯では光緒二十六年四月頃から義和団の活動による被害が京津地域にいた江蘇・浙江両省出身者の官商やその一家にも及んでいたことが記されている。

その約二ヶ月後の『新聞報』光緒二十六年九月二十日（一九〇〇年十一月一日）の「救濟電音」には、「茲因接山東袁中丞來書、知青齊一帯南人之留滯彼處者、飢寒困苦、淒慘萬狀」とあり、南人が生活苦に悩んでいたことが知られる。このように義和団の活動が始まって以降、北京天津一帯に住んでいた南方出身者が悲惨な状況に陥っていたという記事は枚挙に暇がない。

また、翌光緒二十七年一月十二日（一九〇一年三月二日）の『中外日報』の「北京 嚴整軍規」には、

去歲宣武門外南橫街寶隆糧店被搶後、十二月念一夜間、米市胡同貴連陞飯店、又被洋兵數名人內搶去銀二百餘兩銀元・三百八十餘元而去。念二夜間初更時、南橫街廣興糧貼店、又有洋兵數名各持利刀搶去紋銀五百數十金。念三月初更時、保安寺街廣連陞番菜館內、來洋兵數人擁入、雅座向客、搜去銀十數元銀・表二枚・皮馬掛二件、携藏逃逸、當經報知……

との記事が見られ、光緒二十六年十二月には宣武門外南橫街や米市胡同、保安寺街などの北京の街が義和団ではなく、連合軍の兵士による掠奪に曝されていた様子が読み取れる。

このように、当時京津地域にいた南人は、義和団の活動が盛んなころはそれによる攻撃に、戦闘最終の後には連合軍兵士による略奪などの暴挙、あるいは生活基盤の崩壊による生活苦など危機的状況に陥っていた。それ故、多くの在京南人が帰郷を願っていた。

これらの人々を救済したのが上海で創設された救済善会である。救済善会の創設者陸樹藩の『救済日記』には、同会が実に五千人にも及ぶ難民を上海に輸送したと記述され、義和団事件期における京津地域在住の南人の避難状況や救済善会の活動の動向が確認できる^{①④}。しかし、救済善会に救助された人々が具体的にどのような人々であったのかは不明である。

二、救済善会と難民名簿

救済善会創設者の陸樹藩の『救済日記』は、光緒二十六年閏八月二十二日（一九〇〇年一〇月一五日）から同年十月二十六日（一二月一七日）までの約二ヶ月間の活動の様子が記されている。そこには、「（光緒二十六年九月）十一日（一九〇〇年十一月二日）、愛仁輪船於八句鐘開回上海、裝去難民一百七十餘人」といった汽船によって天津から上海へ避難させた難民の人数が分かるものの、難民の出身省、家族構成や職業などといった詳細な情報は不明である。

ところが、これら難民について、その姓名・出身地・職業・家族の有無等の情報が記載された名簿が上海で発行されていた新聞『申報』・『中外日報』・『新聞報』の三紙に詳しく見られる。その名簿を掲載日順に表にしたものが表一「京津地域から上海への避難者名簿」である。

名簿の掲載は光緒二十六年九月十九日（一九〇〇年十一月一〇日）の『中外日報』と『新聞報』を端緒とし、三紙全てでほぼ一ヶ月に渡り掲載された。このことから、当時救済善会の活動や北からの避難者に対して大きな関心が寄せられていたことがわかる。

難民名簿はその内容により九種類に大別できる。その中でも特に注目すべきものは、救済善会が上海へ輸送した難民の名簿（表一の分類①④）である。これら救済善会により救出された人々の名簿に記載された難民情報には、名簿により多少の差異が確認される。『申報』光緒二十六年九月二十日（一九〇〇年十一月一日）の「救済善会第一批愛仁輪船載回被災官民名單」、同月二十八日（十一月十九日）の「救済善会第二批輪船載回被災官民名單」、十月三日（十一月二四日）の「救済善会第三批送回被災官民名單」までの3つの名簿には全てではないものの、職業に関する記述がみられる。ところが、それ以降に掲載された光緒二十六年十月七日（十一月二八日）の「救済善会第四批輪船送回被災官民名單」や同月八日（十一月二九日）の「統録救済善会第四批輪船送回被災官民名單」、同月九日（十二月三〇日）の「統録救済善会第五批輪船送回被災官民名單」には職業に関する記述は一切みられない。さらに「統録救済善会第五批輪船送回被災官民名單」に至っては、氏名が記載されるのみである。当然、この現象は同一の名簿を掲載していることから三紙に等しく確認できる。

これら名簿の内容や掲載に見られる情報量の減少傾向の確固たる原因については現在のところ不明である。しかし、その一因として考えられるのが、当時の人の手による情報把握及び整理能力の限界を上回る情報量もたらされたのではないかということである。救済善会による難民輸送の人数は第五回の輸送から一回あたりの輸送人数が甚だしく増加している^⑤。つまり急激な輸送人数の増大による情報量の増加が、難民に関する個人情報である出身省や職業などの把握及び整理を困難にしたものと考えられる。

表一 京津地域から上海への避難者名簿

| 掲載日 | 掲載記事名+掲載紙 | 分類 |
|--|---|-------------|
| 光緒 26 年 9 月 19 日 (1900 年 11 月 10 日) | ・ 名簿照録 (『中外日報』) ・ 救済善會第一批輪船載回被災官民名簿 (『新聞報』) | ① ① |
| 光緒 26 年 9 月 20 日 (1900 年 11 月 11 日) | ・ 救済善會第一批愛仁輪船載回被災官民名簿 (『申報』) | ① |
| 光緒 26 年 9 月 27 日 (1900 年 11 月 18 日) | ・ 救済善會第二批輪船載回人名簿 (『新聞報』) | ② |
| 光緒 26 年 9 月 28 日 (1900 年 11 月 19 日) | ・ 救済善會第二批輪船載回被災官民名簿 (『申報』) | ② |
| 光緒 26 年 9 月 29 日 (1900 年 11 月 20 日) | ・ 救済善會第二批輪船載回被災官民名簿 (『中外日報』) | ② |
| 光緒 26 年 10 月 1 日 (1900 年 11 月 22 日) | ・ 幸獲生還 (『申報』) | ⑤ |
| 光緒 26 年 10 月 3 日 (1900 年 11 月 24 日) | ・ 救済善會第三批送回被災官民名簿 (『申報』) ・ 救済善會第三批送回被災官民名簿 (『新聞報』) | ③ ③ |
| 光緒 26 年 10 月 4 日 (1900 年 11 月 25 日) | ・ 安平船來官紳銜名簿 (『申報』) ・ 續救済善會第三批送回被災官民名簿 (『新聞報』) | ⑤ ③ |
| 光緒 26 年 10 月 5 日 (1900 年 11 月 26 日) | ・ 救済善會第一批運回南省已故諸人靈柩單 (『申報』) ・ 安平輪船南來官商姓名清單 (『中外日報』) ・ 安平船來官紳名簿 (『中外日報』) | ⑦ ⑧ ⑥ |
| 光緒 26 年 10 月 7 日 (1900 年 11 月 28 日) | ・ 安平輪船南來官商姓名簿 (『申報』) ・ 救済善會第四五批輪船送回被災官民名簿 (『申報』) ・ 救済善會第四批第五批輪船送回被災官民名簿 (『新聞報』) | ③ ④ ④ |
| 光緒 26 年 10 月 8 日 (1900 年 11 月 29 日) | ・ 續録救済善會第四五批輪船送回被災官民名簿 (『申報』) ・ 安平船日昨抵滬裝回京都 (『中外日報』) ・ 續救済善會第四批第五批輪船送回被災官紳名簿 (『新聞報』) | ④ ⑥ ④ |
| 光緒 26 年 10 月 9 日 (1900 年 11 月 30 日) | ・ 續録救済善會第五批輪船送回被災官民名簿 (『申報』) ・ 救済善會第四批第五批輪船送回被災官民名簿 (『中外日報』) ・ 再續救済善會第四五批輪船送回被災官民名簿 (『新聞報』) | ④ ④ ④ |
| 光緒 26 年 10 月 10 日 (1900 年 12 月 1 日) | ・ 接録救済善會第四五批輪船送回被災官民名簿 (『中外日報』) | ④ |
| 光緒 26 年 10 月 11 日 (1900 年 12 月 2 日) | ・ 救済善會第一批代運回南省十商靈柩單 (『中外日報』) ・ 四續救済善會第四五批輪船送回被災官民名簿 (『新聞報』) | ⑦ ④ |
| 光緒 26 年 10 月 13 日 (1900 年 12 月 4 日) | ・ 五續救済善會第四五批輪船送回被災官民名簿 (『新聞報』) | ④ |
| 光緒 26 年 11 月 13 日 (1901 年 1 月 3 日) | ・ 招領旅櫬 (『申報』) ・ 招與旅櫬 (『中外日報』) ・ 招領旅櫬 (『新聞報』) | ⑨ ⑨ ⑨ |
| 光緒 26 年 11 月 16 日 (1901 年 1 月 6 日) | ・ 招領旅櫬續録 (『新聞報』) | ⑨ |

註 (1) 『申報』・『中外日報』・『新聞報』に掲載された避難者名簿を掲載順に整理。

(2) 分類欄の番号は以下の通り。

- ①救済善會第一回難民輸送の名簿、②救済善會第二回難民輸送の名簿、③救済善會第三回難民輸送の名簿、④救済善會第四回第五回難民輸送の名簿、⑤掲載主不明の難民名簿、⑥救済善局による難民名簿、⑦救済善會による柩輸送の名簿、⑧掲載主が救済善會・救済善局併記である名簿、⑨救済善會による柩保管場所を記した名簿。

その他の原因として、救済善会の活動状況の変化が挙げられる。例えば、『申報』・『中外日報』・『新聞報』に掲載されていた救済善会に
関係する記事の件数は、それが初めて紙面に登場した日(16)から次第に増
えていき、最も多い時には一日に四件もの記事が掲載されることもあ
った。しかし、その件数も光緒二十六年十月下旬頃から次第に減少し
始める。他方、救済善会の創設者陸樹藩の『救済日記』の記述も、彼
が上海へ帰って来た日である光緒二十六年十月二十六日(一九〇〇年
一月一七日)で終わっている。これらのことから、救済善会の活動
は光緒二十六年十月下旬以降下火になりつつあったものと推察でき
る。難民名簿掲載回数⁽¹⁷⁾の減少理由もこうした救済善会の活動に関係し
ているのではないだろうか。

三、京津地域からの避難者

上述の名簿が掲載された後、『中外日報』に在京南人名簿と出京南
人名簿がそれぞれ出身省別に掲載された。⁽¹⁷⁾これら在京出京者名簿は救
済善会のものとは異なり、『申報』と『新聞報』には掲載されておら
ず、在京南人名簿には氏名・職業・同行者の有無の他に加えて、北京
での居住地に関する情報が記載されている点⁽¹⁸⁾が特徴である。一方、出
京南人名簿には氏名と家族の有無のみが記載されている。また救済善
会の名簿に記載された人々は同会の救済活動により上海へ避難してき
たことが明らかなのに対し、出京南人名簿に記載された人々の北京か
らの避難経路等については不明である。しかし、本稿では在京南人の
状況をみるのが目的であるため、両名簿を同等に取り扱うことを断
っておきたい。

新聞掲載の全ての難民名簿を整理したものが表二「京津地域在住南
人の出身地」である。これにより、実際に名簿に姓名が表記されてい
た人、つまり戸主は一九八九人。その内、約四二%の者は妻子や下僕
等の同行者を伴っている。これら同行者である家族や下僕を含めると
五九五一人もの南方出身者が当時京津地域から避難していたことが確
認できる。

出身省別にみると、安徽・浙江・湖北・四川の各省を含んだ長
江流域以南出身者が全体の約八割を占めている。戸主は一六一二人で
八一%、戸主+同行者は四九〇〇人で八二%となる。これにより南人
と呼ばれていた人々の出身省の範囲をおおよそ長江流域以南出身者と
規定することが可能であろう。さらに、これら避難者を省別にみた場
合の上位を整理したものが図一及び図二の「避難者及び同行者の省別
分布」である。戸主のみに注目した場合(図一)、最も多い省は安徽
省の三二二人で全体の一六%に相当する。以後、浙江省の二九二人
(二五%)、江蘇省の二六七人(二三%)、湖南省の一八七人(九%)、
江西省の二二九人(六%)、広東省の一〇六人(五%)、湖北省の一〇
一人(五%)と続く。一方戸主に同行者を含めると(図二)、その順
位には多少の違いが現れる。最も多いのは浙江省の九八六人(二七
%)、続いて江蘇省の九一七人(二五%)、さらに安徽省の六九三人
(二二%)、湖北省の六〇五人(一〇%)、湖南省の五六三人(九%)
となる。しかし、上位に連なる三省の顔ぶれに変化はみられない。当
時北京を中心とした地域に滞在していた南方出身者は、これら浙江・
江蘇・安徽の三省の出身者が半数近くを占めていたことが推測でき
る。

表二 京津地域在住南人の出身地

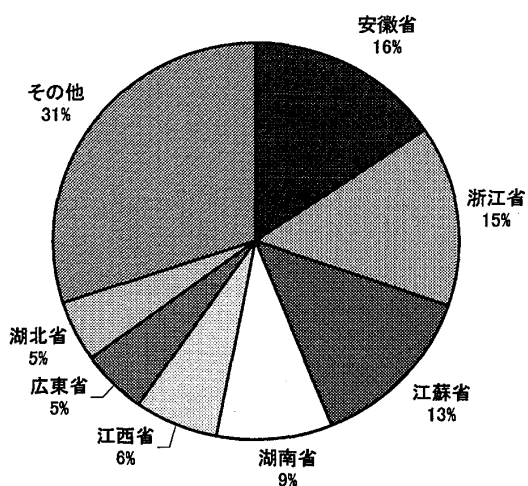
| | 本人 | 同行者 | 男性 | 女性 | 子供 | 僕 | 所帯 | 合計 |
|-----|------|------|-----|-----|----|---|-----|------|
| 浙江省 | 292 | 694 | 21 | 38 | 12 | | 169 | 986 |
| 江蘇省 | 267 | 650 | 78 | 61 | 3 | | 127 | 917 |
| 安徽省 | 312 | 381 | | 6 | 2 | | 86 | 693 |
| 湖南省 | 187 | 376 | 1 | 3 | 3 | 7 | 70 | 563 |
| 広東省 | 106 | 40 | | 9 | 11 | | 12 | 146 |
| 湖北省 | 101 | 504 | 1 | 6 | 7 | | 83 | 605 |
| 福建省 | 31 | 78 | | 3 | | | 19 | 109 |
| 江西省 | 129 | 58 | | | | | 79 | 187 |
| 直隸省 | 8 | 1 | | 1 | | | 1 | 9 |
| 山東省 | 54 | 507 | 162 | 47 | | | 54 | 561 |
| 四川省 | 69 | 158 | 11 | 15 | | 1 | 40 | 227 |
| 広西省 | 15 | 39 | | | 1 | 1 | 10 | 54 |
| 河南省 | 22 | 137 | 14 | 11 | | | 14 | 159 |
| 雲南省 | 22 | 43 | | | | | 8 | 65 |
| 貴州省 | 23 | 23 | | | | | 4 | 50 |
| 宗室 | 5 | 6 | | 2 | 2 | | 3 | 11 |
| 不明 | 342 | 530 | 4 | 13 | 3 | | 54 | 872 |
| 合計 | 1989 | 3962 | 292 | 215 | 44 | 9 | 833 | 5951 |

註 (1) 救済善会による難民名簿を中心にそれに類するもの、『中外日報』掲載の在京・出京者名簿をもとに作成。

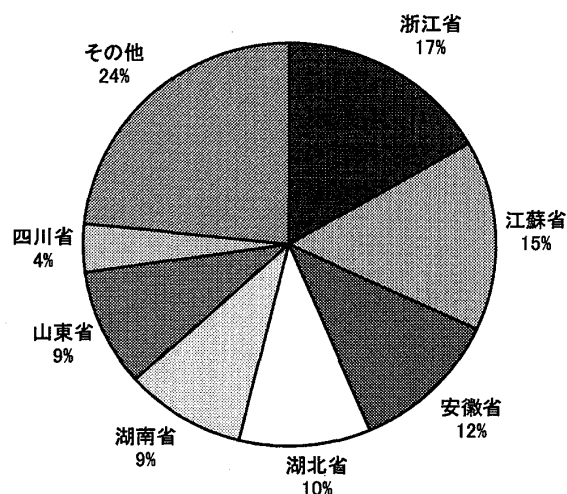
(2) 本人欄は、名簿に名前があった人物をさす。

(3) 男性・女性・子供・僕の欄は同行者の内で明らかな者のみを分類。

(4) 所帯欄は、本人以外に同行者が存在した者の人数をさす



図一 避難者及び同行者の省別分布 (戸主のみ)
註 (1) 戸主とは名簿に姓名が記載されていた者をさす。



図二 避難者及び同行者の省別分布 (戸主+同行者)

三 北京での南人の居住状況

一、在京南人の居住地

次に、光緒二十六年十一月十三日（一九〇一年一月三日）～十五日（五日）、同月十七日（一月七日）～二十一日（二一日）、同月二十五日（二月一五日）の計九日間に渡り『中外日報』に掲載された「各省在京諸人名單」（以下、「名單」と略す）をもとに、義和団事件期の北京における南人の居住状況をみてみる。『中外日報』にのみ掲載されたこの名單は、四九七人分の在京南人の姓名、出身省、北京での住所、家族に関する個人情報が記載されている。四九七人の内、一七人の江西省出身者に関しては既に出京しており、北京における住所の記載は見られなかった⁽¹⁹⁾。また、それとは別に一九七人についても住所に関する記載が一切ない。その内訳は安徽省一一八人、広東省五五人、湖南省一八人、四川省六人である。それ故、ここでは四九七人からこれら江西省の出京者一七人と安徽省をはじめとした四省計一九七人の住所不明者を合わせた合計二一四人を除いた二八三人の在京者に関して、その居住地をみることにする。

しかし、在京南人の居住状況をみる前に、まず義和団事件後に北京を訪れた日本人の記録を用いて北京の概観について簡単に説明をしておくことにする。義和団事件の二年後一九〇二年（明治三十五年）から一九〇三年（同三十六年）の間北京に滞在していた船津諭助の書簡を編集した『燕京佳信』⁽²⁰⁾には、「北京城は外城と内城に分れ居り、内城に更に皇居あり、紫禁城と申す。黄色の瓦にて立派なること、宏大

なること、日本にはなし。只門前草ボーボーたり。宮内も亦そうなりといふ。∴外城は南方にあるものにて東文学舎も亦其内にあり。其、前門大街と称する処は北京一の繁華の処にて、琉璃廠と申すは神保町の如く本屋骨董の軒を並ぶる処也。菜市は青物市場なり」や「北京にも自らの住み場所あり。北城は士族（八旗）多く南城は商人多し。故に言語も亦多少の相違ありといふ」とある。一九二〇年代に出版された北京案内書である丸山幸一郎の『北京』⁽²¹⁾には次のような記述がある。「内城が皇城を中心として諸官衙及び官吏の邸宅の多きに反し、外城は各省より集い寄る商民の為に開放されてあつたため、∴北京の商業区域たるの観があり」とある。この頃の北京の状況を最も詳細に記したものに『支那省別全誌 直隸省』がある。同書には、「北京城は内外二城より成り、内城は稍東西に長き不正方形を成し、外城は内城の南面を抱き、東西に長き長方形をなす。共に繞らずに宏壯堅固なる城壁を以てす。∴内城内は舊皇城を中心として街路整然棋盤形をなす。今顯著なる大街を見るに正陽門を入れば直ちに中華門にして、此邊外城に通ずる要路に當り、往來最も繁し。∴内城は素八旗の居住地にして例へば我東京に於ける番町の如く中城は丸の内に比すべく、素より商業の市街に非ざるを以て店舗の盛は外城に及ばずと雖も舊皇城を初めとし官府、寺廟、邸宅の壮大見るべきもの多し。∴外城は古へより各地より入り来る商民の爲めに開放せられたるを以て、北京の商業區域をなし、前門大街（正陽門大街）・崇文門大街、順治門大街の三市街南北に直通し、廣渠門より廣安門に到る一條の大街東西に貫通せり。永定門を入れば東に天壇、西に先農壇あり。前門大街及其左右の地は百貨輻輳北京商業の中心點にして∴」⁽²²⁾とある。

これらの記述からも当時の北京は現在と同様に大きく二つ、一つは諸官衙や官吏の邸宅及び外国公使館地域など政治的色合いの濃い内城地区、もう一つは各省からやってきた商人たちの会館や店舗があつた商業的色合いの濃い外城地区に分けられていたことが分かる。

内城は東西に分けた東城区と西城区、外城も東西に分けた崇文区と宣武区と四つの行政区に分けることができる。これに基づいて在京南人の居住分布を多い地区から挙げると、宣武区二一七人、東城区二七二人、西城区九人、崇文区六人となる。さらには区画外の豊台区にも三人の居住が確認でき、その他に地区分類できなかった者二一人が存在するが、これらは分析対象外とする。北京在住南人の分布状況をみると、外城西部の宣武区在住者が数多く見受けられる。これは各省から北京へやって来た者の居住場所が外城であり、滞在の中心地が宣武区であつたことを表している。以下、居住者の多く確認できた場所に関して、各地区に分けて詳細に検討してみる。

【宣武区】

この区は最も多くの居住者が確認できた地区である。中でも、保安寺街では二四人の居住が確認でき、同区において最多となっている。

「名單」に、「湖北：姚晉埏 男女六人 寓保安寺街清江館、：曹錦江 家屬六口 住保安寺街清江館」とあるように、姚晉埏と曹錦江はともに湖北省の出身であり、男女六人あるいは家族とともに保安寺街の清江会館に居住していた。同じく「名單」に「江西：楊租蘭 在京 住保安寺街豐城館、：刑部郎中伍兆鰲 在京 家口同住保安寺街豐城館、：傅繹功 在京 家口同住保安寺街豐城館、：涂鳳 在京 家口同住保安寺街豐城館」（十三日）とあることから、保安寺街の豊城

会館には江西省出身の楊租蘭・伍兆鰲・傅繹功・涂鳳の四人が暮らしていたことが確認できる。その内、刑部郎中の伍兆鰲・傅繹功・涂鳳の三人には家族がいたことが知られる。この保安寺について、『光緒順天府志』京師志十三、坊巷上には、「井二。保安寺小東、有玉皇廟、明崇禎二年建、俱詳寺觀。有豐城新・舊會館」とあり、近くに江西省南昌県の豊城会館があつたことが知られる。これにより、名簿の住所との一致が確認できる。

潘家河沿、同所には保安寺街に次ぐ二三人の在京南人が居住していた。「名單」には「江西：李行恕 在京 家口同住潘家河沿連宅、匡汝詒 在京 眷口同住潘家河沿吉安館、：黃朝瑢 在京 家口同住潘家河沿吉安館」（十四日）、「江蘇：楊鴻謨 三人 寓潘家河沿路西李宅」（十五日）、「湖北：陳培庚 男女四人 寓黃陂館、：金凌雲 住黃陂館」（二十日）とあるように、江西省出身の匡汝詒、黃朝瑢の二人は家族同伴で潘家河沿の吉安会館に、同じく江西省の李行恕は家族とともに潘家河沿の連氏宅に、江蘇省出身の楊鴻謨は单身潘家河沿路西の李氏宅に、湖北省出身の陳培庚と金凌雲の二人は前者が男女四人で、後者が単身で黄陂会館に居住していたことが知られる。潘家河沿について『光緒順天府志』京師卷十四、坊巷下には、「井一。西有彌陀庵・晋陽庵、旧供古銅大士像於此、後移眼藥庵、詳寺觀。有懷慶・吉安・黃陂・余姚諸會館。旧有江南・江西・齊魯・渭南會館、今廢。」とあり、「名單」に見られる吉安会館や黄陂会館が潘家河沿に存在していたことが確認できる。

次いで多くの居住者が確認されるのは繩匠胡同である。居住者は江西省出身で繩匠胡同在住の江紹銓、浙江省出身で繩匠胡同員宅在住の

屠立増と屠立均、四川省出身で子連れの陳婦人、同じく四川省出身で繩匠胡同伏魔寺橋在住の陳政や陳天叔など計一四人である。それぞれの個人情報については、「名單」に「江西：候選主事江紹銓 在京眷口同住名繩匠胡同」（十四日）、「浙江：屠立増 住繩匠胡同員宅、屠立均 同上」（十七日）、「四川：陳節婦 率子一 厲繩匠胡同、：陳政 厲伏魔寺橋、陳天叔 女五人 同上」（二十一日）とある。『光緒順天府志』京師志卷十四、坊巷下の繩匠胡同の条には「繩匠或作丞相。井一。北有伏魔寺、有中州、休寧、潮州諸會館。西小胡同曰小井胡同、井一。曰口袋胡同。」とある。繩匠胡同は丞相胡同とも呼称され、松木民雄氏によれば、その地名の由来についていくつかの説があるという。一つは、繩作り職人が住んでいたの繩匠胡同と呼ばれ、それが誤って丞相胡同と変化したという説。二つめは繩匠胡同の北にあった清代の処刑場菜市口⁽²⁴⁾に関連しているという説である。つまり、処刑の際に首切り役人が処刑人の繩を解いて捨てたことからまず「扔繩胡同」と呼ばれ、それが後に「繩匠胡同」と改められた。さらには、明の宰相嚴嵩がここに住んでいたことからその職業名をとり、「丞相胡同」になったという説等が挙げられている⁽²⁵⁾。しかし、正確なところは不明である。また、『光緒順天府志』の記述から「名單」にある伏魔寺がこの繩匠胡同において確認できる。

南横街の居住者について、「名單」には「江蘇：費延緒 七口 厲南横街全浙會館對門、：丁嘉福 主僕二人、陳嘉樹 主僕二人、楊文山 主僕二人 以上均住淮安館」（十五日）とあり、江蘇省の費延緒が家族等七人と南横街の全浙會館の向かいに、丁嘉福・陳嘉樹・楊文山の三人はそれぞれ主僕二人と淮安會館に住んでいる。また「浙江：

許文勳 主僕二人 厲南横街嘉興館」（十七日）、「貴州：姚大榮 眷七人 南横街粵東館西門壁丁宅」（二十五日）とあり、浙江省出身の主僕二人と一緒に南横街の嘉興會館に、貴州出身の姚大榮が家族七人と南横街の粵東會館の西門壁にある丁氏宅において、それぞれ生活していたことが知られる。『光緒順天府志』京師卷十四、坊巷下には、「井一。迤西隸西城、井四。旧有礼部所屬會同館、今廢。有千佛庵・圓通觀、俱詳寺觀。又有華嚴庵、有祥符・嘉興・全浙・淮安・孟県・涇県・粵東諸會館。南小胡同曰椅子圈・荷葉廠」とあり、南横街に、嘉興會館・全浙會館・淮安會館・粵東會館が存在していたことが確認できる。

「名單」に「浙江：殷鴻疇 男女六人 厲西磚胡同處州館、：陳邦端 兄弟家眷十餘人、周廷鑿 七人、郎廷杰 三人、楊志鴻 三人、魏恩佑 男女五人 以上五家均住處州館」（十七日）とあるように、西磚胡同の浙江省處州府の處州會館には浙江省出身の殷鴻疇・陳邦端・周廷鑿・郎廷杰・楊志鴻・魏恩佑ら六人が、単身あるいは兄弟家族と暮らしていた。さらに「名單」によれば「四川 陳鐘信 寓西磚胡同、謝世珍 眷二人 同上、：吳介甫 眷三人 厲西磚胡同（二十一日）とある。四川省出身のこの三人も西磚胡同に居を構えており、ここでの居住者は全部で九人である。この西磚胡同に関して、『光緒順天府志』には記述は見られない。しかし、松木民雄氏の前掲書において西磚胡同という地名は確認できる⁽²⁶⁾。また、胡春煥・白鶴群『北京的會館』によれば、處州會館の所在地は西磚胡同とある⁽²⁷⁾。この處州會館の所在地に注目すると、『光緒順天府志』京師志十四、坊巷下、西甌兒胡同の条に「有處州會館」という一文がある。「磚」と「甌」が

同じ文字であることから、西磚胡同と西甌兒胡同が同じ地名を指していると考えて間違いないであろう。このことは当時使用されていた、あるいは一般に知られていたのが西磚胡同であったことを示めしているのではないだろうか。

西磚胡同と同様に賈家胡同にも九人の名前が見られる。「名單」に「江西…李士林 在京 住賈家胡同周宅、…傅珍求 在京 住賈家胡同申宅」(十四日)、「江蘇…張國棟 男一女二僕二 寓賈家胡同高李宅、…朱循 眷二人、費祥 一人、劉榮 一人 以上住賈家胡同高郡館」(十五日)とあるように、江西省出身の李士林は賈家胡同の周氏宅に、傅珍求が申宅に寄寓していた。また、江蘇省出身の張國棟ら計六人は兵部の李氏宅に寄寓しており、朱循、費祥とその家族二人、劉榮と他一人の六人は高郡会館に居住していたことが知られる。賈家胡同について、『光緒順天府志』京師卷十四、坊巷下に「有婦徳・高州・高郡・開封・蘄水・永州・江震諸会館」とあり、高郡会館の所在地が『光緒順天府志』のそれと一致することが確認できる。

また北半截胡同の居住者九人について、「名單」に「浙江…范樗蓀 廩北半截胡同吳興館、吳杏弟、丁乃安、沈芝培 以上三人均住吳興館、…鄭興長 男女九人 寓吳興館」(十七日)、「四川…王志錡 寓半截胡同潼川館、…王志鈞 寓潼川館」(二十一日)とあることから、九人中七人はそれぞれ各自出身省の会館で暮らしていたことが分かる。浙江省出身の范樗蓀・吳杏弟・丁乃安・沈芝培・鄭興長の五人は浙江省の吳興会館に、四川省出身の二人王志錡と王志鈞は四川省潼川会館に居住していた。『光緒順天府志』京師卷十四、坊巷下、北半截胡同の条には、「巷東隸北城、西隸西城、南胡同井一。有江甯・□

崑山会諸会館。西小胡同曰七間樓。北有吳興・潼川両会館」とあり、同所の北に吳興・潼川の両会館があったことが知られる。

粉房琉璃街の居住者は大きく二つの会館に分けられる。江西省の萍鄉会館と四川省の龍綿会館である。「名單」に「江西 前翰林院編修李豫 在京 眷口同住粉房琉璃街萍鄉館…周照堂 在京 住粉房琉璃街萍鄉館…劉希曾 在京 住粉房琉璃街萍鄉館」(十四日)、「四川 周啓忠 眷二人 廩龍綿館…郭恩溥 眷二人 廩同上…梁濟川 廩龍綿館」(二十一日)とあるように前者には江西省出身者である李豫・周照堂・劉希曾、後者には四川省出身の周啓忠・郭恩溥・梁濟川の居住者が確認されている。『光緒順天府志』京師卷十四、坊巷下には、「大興張志作粉房劉家是也。有汾水・延平・晉江・廉州・解梁・萍鄉・萬載・河南・懷甯・新會・天津諸会館」とあり、粉房琉璃街は粉房劉家とも表記するようである。萍鄉会館を含む計一一会館の存在が確認できる。

永光寺街の居住者は西街・中街に分かれている。「名單」に「浙江…全豐沛 主僕三人 廩永光寺街吳宅」(十七日)、「湖南…黃兆鸞 夫婦三人 住永光寺中街永靖館」(十九日)、「湖北…朱煜林 永光寺西街魏」(二十日)、「河南…馮承光 眷五十口 廩永光寺西街八寶句、…牛□ 家屬七人 廩永光寺中街、馮汝桓 家屬九人 廩八寶句」(二十五日)とあるように、永光寺西街に湖北省の朱煜林、河南省の馮承光と馮汝桓の三人、同中街に湖南省の黃兆鸞と河南省の牛□の二人、西街・中街どちらとも明記のない浙江省の全豐沛の計六人の名前が名簿には見られる。永光寺中街について、『光緒順天府志』京師志十四、坊巷下には、「永光寺、元爲萬壽寺、互詳寺觀。国初設

粥廠於此、今仍之。有重慶會館」とあり、同西街については、「有四川・新会・順徳諸會館。西小胡同曰八宝甸、曰棗林」とある。永光寺は元の名を萬壽寺と言ひ、かつてここに粥廠があつたこと、重慶會館があることが知られる。「名單」に「四川：曾朝康 眷六人 寓重慶會館、黃熙契 眷三人 同上」(二十一日)とあるように、四川省出身の曾朝康と家族六人、黃熙契と家族三人と一緒に重慶會館に寄寓していたが知られる。しかし、重慶會館の存在はこの永光寺中街の他に、同じ宣武区の米市胡同にも確認できる⁽²⁸⁾。したがって、會館のあつた街や胡同の名称が記されていない名單の記述から、この二人が永光寺中街、米市胡同どちらの重慶會館に身を寄せていたのかは定かではないため、ここでは指摘するに留めておきたい。永光寺西街には四川、新会及び順徳の諸會館があつた他、その西の小胡同は八宝甸と呼ばれていた。以上が「名單」で確認しうる宣武区の主なる南人の居住地である。

【東城区】

宣武区に次ぐ居住者数を有しているのが内城東側の東城区である。中でも、国子監胡同に居住していた者は一四人に及んでいる。「名單」には「湖南：晏孝儒 住國子監南學、…梁鏡寰 住國子監、饒樞齡 住國子監」(十九日)、「湖北：張翼軫 家屬五口 寓南學、施子珩 家屬二口 寓同上、任寅 家屬四口 寓同上」(二十日)、「四川：楊光棣 家屬二 寓南學、李輝棣 同上、張蓉鏡 同上、湯葆鋹 同上、羅祖香 同上、王社松 同上、鄧彥芳 同上」(二十一日)とあり、湖南省出身の晏孝儒、梁鏡寰、饒樞齡の三人、湖北省出身の張翼軫と家族五人、施子珩と家族二人、任寅と家族四人、そして四川省出

身の楊光棣と家族二人、李輝棣、張蓉鏡、湯葆鋹、羅祖香、王社松、鄧彥芳らの計二十六人がここに居住していたことが知られる。さらに、そのほとんどが国子監南學に住んでいたようだ。国子監の所在地に關して『光緒順天府志』京師志十三、坊巷上の成賢街の条には、「東・西有坊曰成賢街。文廟・國子監在焉、俗稱國子監胡同。街南爲南學、雍正九年増建、互詳細衙署。神機營所屬左驍馬隊・左前護軍馬隊置於此、互詳兵制」とある。国子監は成賢街にあり、その俗称を国子監胡同と呼んでいた。また同書によれば、南學とは成賢街の南に増設された建物を指すことが知られる⁽²⁹⁾。

同じ東城区の金魚胡同には、「江蘇：夏玉 一人、徐祥 一人、夏升 一人、韓熙華 人六口、韓棣華 人四口、温鴻 一人、以上六人 均住金魚胡同」(十五日)と、江蘇省の夏玉、徐祥、夏升、韓熙華、韓棣華、温鴻ら六人とその家族一四人の計二〇人の在京南人の名前が見られる。また、磚兒胡同謝公祠には江西省出身の三人の名前が確認できる。

【西城区】

宣武区の北に位置し、内城の西側に当たる西城区には在京南人の居住状況に特別際だつた偏りは見られず、六箇所にほぼ均等に分布している。西交民巷に三人、察院胡同に二人、あとは松樹胡同、西单牌樓手帕胡同、西柳樹井、堂子胡同に各一人ずつ計九人の名前が確認でき
る。
西交米巷とも表記される西交民巷には、「名單」に「河南：魏聯奎 家屬二人 寓西交民巷」(二十五日)、「雲南 吳煦 寓西交民巷喜通胡同、…吳焯 寓喜通胡同」(二十五日)とあるように、河南省出

身の魏聯奎や雲南省出身の呉煦と呉炯が住んでいた。同所について『光緒順天府志』京師志十三、坊巷上には、「東有坊曰振武、巡視中城御史署在北」とある。東には居住区画である振武坊があり、北には城内の警備を司る巡視中城御史署があったことが知られる。

次いで、察院胡同の住人は、「名單」によれば、「湖北：楊承恩 眷三人 廐察院胡同、：邱調陽 廐察院胡同楊宅」（二十日）とあり、湖北省出身である楊承恩とその家族三人及び邱調陽らの居住が確認できる。『光緒順天府志』京師志十三、坊巷上の察院胡同の条には「井一。有文盛橋」とあり、文盛橋という橋以外には会館等の存在は確認できない。

【崇文区】

この地区の居住者についてであるが、「名單」に見られる在京南人の数は最も少なく六人に止まっている。家族等の同居人を加えても二人強にすぎない。また、西城区と同様にその居住状況に目立った偏りも見られない。唯一複数の居住者が確認されるのは長巷四條胡同上新館であり、「名單」には「江西：胡思敬 在京 住長巷四條胡同上新館眷口寄寓昌平州、：主事劉雲衢 在京 家口同住長巷四條胡同上新館」（十三日）とある。これにより、江西省出身の胡思敬と劉雲衢の長巷四條胡同の上新館での居住が確認できる。ただし、胡思敬の家族は昌平州で生活していたようだ。『光緒順天府志』京師志十四、坊巷下の長巷四條胡同の条には、「有岳陽・上新・新城・樂平・休甯・金谿・南昌諸會館。舊有貴池・德興・南雄諸會館、今廢」とあり、胡思敬と劉雲衢らが住んでいた上新館の存在が長巷四條胡同において確認できる。

以上みてきたように、「名單」に記載された住所と『光緒順天府志』の記述の多くが一致する。つまり、「名單」にある在京者の情報が確かなものであると言えよう。

二、在京南人の居住状況

在京南人二八三人の居住状況は、およそ三つに分類することが可能である。北京にある各省の会館に居住している者、知人等と考えられる個人宅に居住している者、その他である。最後のその他には、某胡同某会館や某胡同某氏宅といったような具体的な記載が見られる前二者に対して、某胡同とまでしか書かれておらず、会館あるいは個人宅の特定が不可能な者が該当する。

在京会館に居住している者は全部で九〇人。住所判明者二八三人中の三一%を占めている。これを省・府別に詳細に整理したものが表三「各省の在京会館とその居住者」である。江西省に属する会館に居住している者二八人を筆頭に、湖北省一七人、浙江省二二人、四川省一人、江蘇省八人、広東省三人、雲南省三人、貴州省三人、河南省一人、湖南省一人、不明三人という分布状況になる。この会館住人八七人（不明の三人を除く）について、その居住会館とそれぞれの出身省を照らし合わせる。すると、八七人中八四人、つまり九六%の者が自己の出身省の会館に身を置いており、会館の有する強い同郷的つながりが確認できる³⁰。しかし、会館と出身地の一致しない者が三人確認できる。

『中外日報』光緒二十六年十一月十九日（一九〇一年一月九日）附掲載の「名單」に「湖南：陳孔紳 因郷試留京患病難歸住琉璃廠大沙

表三 各省の在京会館とその居住者

| 省名 | 府名 | 会館名 | 区名 | 人数 | 合計人数 |
|-----|-----|------------|-----|----|------|
| 江蘇省 | 江寧府 | 江寧館 | 宣武区 | 1 | 8 |
| | 淮安府 | 淮軍館 | 宣武区 | 3 | |
| | 常州府 | 江陰館 | 宣武区 | 1 | |
| | その他 | 常昭館 | 宣武区 | 1 | |
| | | 長元呉会館 | 宣武区 | 1 | |
| 河南省 | その他 | 河南会館 | 宣武区 | 1 | 1 |
| 浙江省 | 嘉興府 | 嘉興館 | 宣武区 | 1 | 12 |
| | 處州府 | 處州館 | 宣武区 | 6 | |
| | その他 | 呉興館 | 宣武区 | 5 | |
| 江西省 | 南昌府 | 豊城館 | 宣武区 | 4 | 28 |
| | | 奉新館 | 宣武区 | 2 | |
| | 饒州府 | 饒州館 | 宣武区 | 1 | |
| | 九江府 | 九江館 | 宣武区 | 1 | |
| | 建昌府 | 南城館 | 宣武区 | 1 | |
| | 撫州府 | 臨川館 | 宣武区 | 2 | |
| | 瑞州府 | 高安館 | 宣武区 | 1 | |
| | | 萍郷館 | 宣武区 | 3 | |
| | 吉安府 | 安福館 | 宣武区 | 1 | |
| | | 永新館 | 宣武区 | 5 | |
| | | 吉安館 | 宣武区 | 2 | |
| | 贛州府 | 贛州館 | 宣武区 | 2 | |
| | その他 | 上新館 | 崇文区 | 2 | |
| 廬陵館 | | 宣武区 | 1 | | |
| 湖北省 | 武昌府 | 江夏館 | 宣武区 | 3 | 17 |
| | | 興国館 | 東城区 | 1 | |
| | | 黄坂館 | 宣武区 | 3 | |
| | | 蒲圻館 | 宣武区 | 3 | |
| | 黄州府 | 麻城館 | 崇文区 | 1 | |
| | 荊州府 | 荊州館 | 崇文区 | 1 | |
| | 鄖陽府 | 鄖陽館 | 宣武区 | 1 | |
| 宜昌府 | | 宜昌館 | 宣武区 | 2 | |
| | | 清江館 | 宣武区 | 2 | |
| 湖南省 | その他 | 永靖館 | 宣武区 | 1 | 1 |
| 四川省 | 四川府 | 四川館 | 宣武区 | 4 | 11 |
| | 重慶府 | 重慶館 | 宣武区 | 2 | |
| | 龍安府 | 龍綿館 | 宣武区 | 3 | |
| | 潼川府 | 潼川館 | 宣武区 | 2 | |
| 広東省 | その他 | 高郡館 | 宣武区 | 3 | 3 |
| 雲南省 | その他 | 雲南館 (延旺廟街) | 宣武区 | 2 | 3 |
| | | 雲南館 (珠巢街) | 宣武区 | 1 | |
| 貴州省 | その他 | 貴州会館 | 宣武区 | 1 | 3 |
| | | 貴州老館 | 宣武区 | 2 | |
| 不 明 | | 山会館 | 宣武区 | 2 | 3 |
| | | □州館 | 不 明 | 1 | |

註 (1) 『中外日報』掲載の「各省在京諸人名單」をもとに作成。
 (2) ☆は出身省と滞在先の会館の省が一致しない者。

土園西頭路西大門蒲圻会館呉宅」とあるように、湖南省出身の陳孔紳は「因郷試留京患病難歸」と見られることから、郷試を受けるために北京までやってきたものの、病気に罹り、帰るに帰れない状況に陥っていたものと推測できる。その滞在先は琉璃廠大沙土園西頭路西大門蒲圻会館呉宅となっている。この蒲圻会館は湖北省蒲圻県の会館であり、彼の出身地湖南省とは一致しない。これにより、彼が自己の出身省のものではない会館に滞在していたことが分かる。彼がなぜ出身省のものではない会館に住んでいたのかは明らかではない。

出身省と滞在先会館の所属する省が異なる者は、この他に二人見受

けられる。『中外日報』光緒二十六年十一月二十日（一九〇一年一月一〇日）附掲載の「名單」に「湖北：張鴻翊 男女六人 寓南横街申館、：張林 寓河南會館」とある湖北省出身張鴻翊と張林の二人である。張鴻翊とその家族等六人は南横街にある江蘇省上海県の申館に、張林は河南省の河南会館にそれぞれ滞在しており、それぞれの出身省と会館の所属省との不一致は明らかである。ただし、これら二人についても陳孔紳と同様に理由を明らかにする手がかりはない。こうしたごくわずかな例外も存在するが、会館に居住する南人はその大多数が自己の出身省の会館に身を置くのは一般的である。この事実から会

館を起点とした強固な同郷的つながりが確認できる。しかし、一方では、少数とはいえ、それと異なる者たちが存在していることから、会館がもつ柔軟な一面や南方出身者同士の協力体制の一端が窺える。

在京南人の中で会館居住者に次いで多いのが、個人宅での居住者である。「名單」での住所表記は「某胡同某氏宅」といった形式をとり、その数は「名單」記載の二八五人中三九人が該当し、全体の約一四%を占める。

これらの人々の多くは自分の家を持たず、親類や有人などの個人的な人間関係によって個人宅で世話になっていたものと考えられる。例えば、「名單」に「江西：劉朝鐸 在京 西珠市口陳宅」(十四日)、「江蘇：陳鼎芬 男三女一 寓賈家胡同江南提塘張宅」(十五日)、「浙江：全豐沛 主僕三人 寓永光寺街吳宅」(十七日)とあるように、江西省出身の劉朝鐸は西珠市口陳宅に、江蘇省出身の陳鼎芬は賈家胡同江南提塘張宅に、浙江省出身の全豐沛は永光寺街吳宅にそれぞれ滞在していた。しかし、住所に見られる住居提供者である西珠市口の陳氏、賈家胡同の江南提塘張氏、永光寺街の吳氏を特定しうる情報は記載されていない。

また、二人一組で知人宅に滞在していたと考えられる例が何組か存在する。この場合、当然ながら「名單」に見られる二人の住所が一致することが前提である。これを満たす事例として、「江西：饒士端 在京 住驢駒胡同刑部周宅、饒芝祥 在京 住驢駒胡同刑部周宅」(十三日)、「江蘇：楊鴻謨 三人 寓潘家河沿路西李宅、郭從龍 二人 寓同上」(十五日)、「浙江：屠立均 住繩匠胡同員宅、屠立增 同上」(十七日)などが「名單」に見られる。江西省出身の饒士端と

饒芝祥の二人は共に驢駒胡同刑部周宅、江蘇省出身の楊鴻謨と郭從龍の二人は潘家河沿路西李宅、浙江省屠立均と屠立増の二人は繩匠胡同員宅と住所が一致しており、二人一組での同居が考えられる。その他、これらの例が同居と考える手がかりとして、これら二人一組の六人の出身省がそれぞれ同じであることが挙げられる。さらに、饒士端と饒芝祥、屠立増と屠立均の二組に至っては同姓であり、親族である可能性も極めて高い。もしそうであるなら、郷里から遠く離れた地で親族同士が同居するのはごく自然なことだと言える。また、これらの三組がそれぞれ名簿に掲載された順序も二人が同居していた根拠の一つと考えられる。つまり、在京者の名簿を作る際、情報収集上同居しているなら順に名前が挙がる可能性は極めて高い。以上の点から、これら六人は二人一組で知人宅に世話になっていたものと考えられる。しかし、これについても住居提供者に関する情報は見られない。

一方では、住居提供者の確認が可能な例もいくつか見られる。「名單」に「江西：趙世駿 在京 住達子營翰林院朱宅」(十三日)、「江西：廣東豐順知縣朱益湛 在京 達子營翰林院朱宅」(十四日)とあり、江西省出身の趙世駿と朱益湛の居住場所が共に宣武区達子營の翰林院の朱某宅であることが知られる。これに対して二人に住居を提供していた者、達子營に住む翰林院の朱某だと考えられる人物の名前も名單に見られる。「名單」に「江西：翰林院侍讀朱益藩 在京 住菓巷子巷内達子營 眷屬寓河南省城」(十三日)とある菓子巷子巷内達子營在住の翰林院侍讀朱益藩が、その人である。つまり、趙世駿と朱益湛の二人に住居を提供していた達子營在住の翰林院朱某と菓子巷子巷内達子營在住の翰林院侍讀朱益藩における朱という姓・翰林院という官職・達

子営という住所の一致から、両者が同一人物である可能性は極めて高い。また、三人が揃って江西省出身であることも同居を想定しうる要件である。こうした事例は他に六組が確認できる。

江西省出身の彭念祖は教場頭条胡同萬宅に住んでおり(十四日)、その住所と姓が一致する者に江西省出身の萬本端(十三日)、同じく江西省出身で江南道御史萬本敦(十四日)の二人がいる。さらに江西省同士の一致は、兵馬後街陶宅在住の教習程維清(十四日)と主事陶福同(十三日)または陶緒長(十四日)、潘家河沿連宅在住の李行恕(十四日)と連培型(十三日)の組み合わせがある。その他の省では、浙江省出身臧派の住所である醋草胡同路南劉宅(十七日)とは同じく浙江省の劉敦謹(十七日)が、湖北省出身の邱調陽の察院胡同楊宅(二十日)とは同じく湖北省出身の楊承恩(二十日)がそれぞれ一致する。しかし、これら六組の組み合わせは姓・住所・出身省の一致は確認出来るものの、朱益藩の場合のように翰林院侍読という職業までの完全な一致ではないため、同居の根拠としては著しく前者に劣ることを指摘しておかなければならない。

四 在京南人の職種

職業、あるいは職種は在京南人の状況を知るための有効な情報の一つである。しかしながら、各種名簿に掲載された一九八九人中、それが明らかにになっている者は、救済善会の各種難民名簿、『中外日報』掲載の「名簿」の両方を合わせてもごく限られている。その合計人数は一六〇人と名簿全体の一割にも満たない³³⁾。それ故、この統計は在京

南人の職種を語る上では限界がある点を指摘しておかなければならない。

職種を大きく文官・武官・商売従事・その他の四つに分け、省別に整理したものが表四「在京南人の職種と出身省」である。最も多いのは文官職であり、七七人で全体の四八%とその半数を占めている。以下、救済善会の難民名簿や「名簿」を元に具体的な官職をみている。

『申報』光緒二十六年九月二十日(一九〇〇年十一月一日)掲載の「救済善會第一批愛仁輪船載回被災官民名簿」によると、「張蔚文 温州平陽人 候補同知 女七口小孩二口男僕一口、際安 旗人 候

表四 在京南人の職種と出身省

| 省名 | 文官 | 武官 | 商業関係 | その他 | 合計 |
|-------|-------|----|--------|-----|---------|
| 江蘇省 | 5(2) | 2 | 34(7) | 2 | 43(9) |
| 河南省 | 0 | 0 | 4(1) | 0 | 4(1) |
| 浙江省 | 10(6) | 0 | 8(2) | 9 | 27(8) |
| 安徽省 | 5 | 6 | 1 | 0 | 12 |
| 江西省 | 28 | 4 | 1 | 1 | 34 |
| 直隸省 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 湖北省 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 湖南省 | 4 | 2 | 0 | 3 | 9 |
| 福建省 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 広東省 | 7(1) | 1 | 0 | 0 | 8(1) |
| 広西省 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 旗人・宗室 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 不明 | 6 | 1 | 1(1) | 3 | 11(1) |
| 合計 | 77(9) | 17 | 49(11) | 18 | 161(20) |

註 (1) 救済善会による難民名簿を中心にそれに類するもの、『中外日報』掲載の在京・出京者名簿をもとに作成。
 (2) () は西洋に関係のある職種に従事している者。
 (3) その他には幕友等を含む。

補知府兵學提調 妻女二口 小孩二口、蔡蓮舟 紹興人候補知州鐵路辦事」とあり、候補同知・候補知府兵學提調・候補知州鐵路辦事などが確認できる。また、『中外日報』光緒二十六年十一月十三日（一九〇一年一月三日）掲載の「各省在京諸人名單」には「江西 前奉天府丞 李鴻達 在京 家屬同住椿樹二條胡同、翰林院侍讀朱益藩 在京 住菓子巷内達子營眷屬寓河南省城、…戸科給事中謝希銓 住磚兒胡同謝公祠家口奇寓熱河、…禮部員外郎歐陽熙 在京 家口同住上斜街、主事陶福同 在京 家口同住兵馬司後街」とあり、前奉天府丞・翰林院侍讀・戸科給事中・禮部員外郎・主事などの官職が確認できる。その他にも、刑部郎中・兵部主事・光祿寺署正広東豊順知県などの官職に就いている、あるいは以前就いていた者がいたようだ。

これら官職の内、品級の最も高いものは各部院の郎中で正五品。これは捐納で買うことが出来る最も品級の高い官である。最も低い品級の官職は府経歴で従八品である。名簿掲載者の文官であったことが明らかかな人物の品級の平均はおよそ五品～六品であり、これにより救済善会の活動により救助された者の層が想定できる。また、避難してきた南人の官職、それらは全て金銭で得ることが可能な、いわゆる捐納の官ばかりが目につく。一九世紀後半、捐納によって多くの商人が官界へ進出をしていることから、これらの内いくらかはそうした財力を駆使した方法を用いて官職を得ていたと考えられる。

また、文官職七人中、役職の前に候補・候選のように表記された者が一二人確認できる。候補・候選とはともに官吏になる資格を有しており、任命を待っている者を指すわけだが、両者には多少の違いが存在する。候補とは官はあるが実職の無い者を言い、在京各衙門

の候補は北京にて外省の候補は某省に赴き候補となり、任命を待つ。一方、候選は北京において某省某官の欠員が生じた際に籤引により選ばれるのを待つ。それ故、自分の赴任する省や官は未定である⁽³⁵⁾。当然、財力のある者は捐納の法を利用し、候補になることを望む。ここにもる名簿における候補八人、候選四人という数値もその表れであろう。さらには、候補の方が多いという結果は、南人が候補の部に入るのに十分な財力を有していたことを示しているともいえよう。

文官職が多数を占めたのに対して武官職は一七人に留まっている。南方諸省の人々が武官より文官での任用を好んでいたことを、この数字が表しているであろう。武官の具体的な官職は『申報』光緒二十六年（一九〇〇年）掲載の「救済善會第一批愛仁輪船載回被災官民名單」⁽³⁶⁾に「徐家樂 合肥人 哨官 眷屬大小三人、段克昌 合肥人 差弁、…歲時和 上元人 營勇、…」、「名單」に「江西 …侍衛涂芳蘭 在京 住大吉巷、駐京提塘劉鎮邦 在京 住大吉巷、…千總蕭義勝 在京 住楊梅竹斜街福星店、把總王昭鈞 在京 住西珠市口九江館 …」（十四日）とあり、哨官・差弁⁽³⁶⁾・營勇・侍衛・駐京提塘・千總・把總⁽³⁷⁾・督院親兵、といった官職が見られる。これら武官任官者が最も多かったのは安徽省出身者であり、以下江西・江蘇・湖南・広東・と続き、各省出身者以外に旗人にも若干名確認された。しかし、その他の省では見られなかった。

商売、商業に従事する者、これは文官職に次ぐ四九人の名前が確認できる。その職種について『申報』光緒二十六年（一九〇〇年）掲載の「救済善會第一批愛仁輪船載回被災官民名單」⁽⁴⁰⁾には「黃阿福 崇明人 大昌洋行出店、謝宝森 吳興人 業洋貨 女一口 小孩一口、張玉

隆 溧水人 業薬材、胡聘生 上海人 磚瓦業 眷屬大小三人 ；趙
阿愛 寧波舟山人 洗衣作業、；郭壽山 蘇州人 染業、；李至仁
袁三珊 通州 小生意」とある。最も多かつた職種は小商人を意味す
る小生意であり、その他洋行・木行業・飲食業・洗衣業・薬材業・玉
器業・洋貨業・磚瓦業・工作・馬夫・小工等に多岐に渡っている。こ
れらの人々を省別にみると、江蘇省出身者が三四人と約七割を占め、
浙江省出身者が八人、河南省四人、安徽省一人、江西省一人、出身省
不明四人と続き、その他の省ではみられなかった。江蘇と浙江の両省
の合計で商売人全体の約八割に達することからも、当時商業分野にお
ける江浙出身者の勢いが窺える。これは里井氏のいう帝国主義諸国
の急速な資本投下に伴う南人の京津地域進出の中心に江蘇・浙江両
省出身者があつたことを裏づける事例であろう。

文官職と商売人における西洋との関係を見てみる。文官職では八四
人中九人が、肩書きから何らかの形で西洋と関係を有していたと思わ
れる。例えば、鉄道司事や電報局、在洋人当差などである。商業に従
事する者においては、五二人中一人。但し、これには江蘇省出身者
の多く見られた小生意一四人を含めていない。小商人である小生意が
いかなる業種に関係していたかは定かではないが、その内の幾人かは
何らかの形で西洋に関係していた可能性がある。こうした西洋人との
関わりが義和団をして南人に対する敵意を抱かせうる原因となりえた
のではないだろうか。

また、職業においてその他に分類された一八人の内、一人は、
「就幕」「学幕」といった幕友と呼ばれる官吏が私費で雇うブレーンが
占めている。これは総督・巡撫から知県に至るまでが実務に通じた私

設秘書官として置いていたもので、身分的には制限はない。しかし、
その多くは官吏もしくはこれに准ずる社会的地位を有する者が雇われ
た。なぜなら科挙受験資格を有する生員になるも貧困により以後科挙
に應ずる断念せざるをえない者は、知人の下に幕友として招聘せられ
ることにより、食い扶持を確保していたためである。こうした幕友の
存在も在京南人の郷里的つながりを表す事柄の一つである。

五 結 語

以上述べてきたように、救済善会により救助された人々を中心とし
た在京南人は約五千数百人と限られたものである。実際にはさらに多
くの南人が遠く故郷を離れ、北京をはじめとした京津地域で生活を送
っていた。しかし、当時発達しつつあつた新聞報道を用いることで、
それらの人々の状況の一部を初めて明らかにしたのが本稿であり、在
京南人の省別の分布状況、北京での住処や職業を確認することができ
た。

義和団事件期に南人と見なされていた人々は江蘇や浙江を中心とし
た江南の人々だと考えられていた。しかしながら、当時上海で発行さ
れていた新聞、『申報』・『中外日報』・『新聞報』に掲載された難民名
簿によると、実際には江蘇・浙江・広東などの南方の開港地の人々だ
けに留まらず、湖南・湖北や当時一般に北京から見ても遠省と見なされ
ていた雲南や貴州省といった地域からの在京南人もおり、他省の人々
と同様に京津地域から避難していたのである。

また、こうした在京南人の多くは宣武区にある彼等の出身地の会館

に滞在していた。会館以外の知人や親類等の個人宅に居住していた者の数は会館居住者の半数にも満たず、在京南人の居住地確保の手段としては会館が最も重要な居住地、滞在地であったといえる。⁽⁴⁾ 一方同郷人に個人で住居を提供していた者は、その名簿の住所を見る限り、各部署主事や翰林院編集・知県・教習等のように、商人ではなく文官である場合が多い。これは科挙の最終試験である殿試を受ける際、受験生は宮中に入るために同郷の先輩である京官一人を保証人に立てる必要があったことにも一因があったと考えられる。⁽⁴⁾

在京南人の居住状況をみる限り、会館居住にせよ、個人宅にせよ、同郷のつながりは非常に強固なものであった。その一方では出身地などの同郷によるつながりではなく、商人の同業者組合により経営され、業種による結びつきにより建てられた会館も重要であった。上海を中心とする救済善会の活動もこうした同郷意識に立脚した地域的つながりを越えたところに存在したのである。すなわち義和団事件発生当時、長江流域以南地域の人々の間では同郷的強いつながりを持つ一方で、省を超えた関係が築かれ、相互協力が形成されたものと思われる。救済善会の活動により救済された難民は様々な省の出身者であったが、一同に救済されたことよって南人同士の幅広い団結が生まれたのに対し、義和団が最後まで統一された組織を持つことなく終わったことと相反する。生活空間や職業などあらゆる面において、南人が自分たちに有利なコミュニティの構築をしていくことにより、以前から北京あるいはその周辺に居住していた人々の生活が限定的なものにならざるをえなかった。南人のこうした生活や経済面における多角的な面における著しい躍進が、義和団の南人敵意の根底にあったと考

えることができる。

注

- (1) 本稿では、以後年月日を表記する場合、例えば旧暦を「光緒二十六年七月二十二日」と、西暦を「一九〇〇年七月二十二日」というように区別して表記する。
- (2) 『朝日新聞』(大阪) 明治三十三年(一九〇〇年)六月七日「北京通信(五月廿六日發) 筑紫二郎 清國教案(附義和團)」。『朝日新聞』(大阪)・『中外日報』・『新聞報』・『THE NEW YORK TIMES』はすべて関西大学図書館所蔵のマイクロフィルムによった。また『申報』は上海書店の影印本による。
- (3) 'BOXERS KILL EUROPEANS', "THE NEW YORK TIMES" 3. June, 1900.
- (4) 'SITUATION IN CHINA GROWS SERIOUS Boxers Burn a Missionary Station and Murder Christians', "THE NEW YORK TIMES" 5. June, 1900.
- (5) 『新聞報』には、光緒二十六年五月五日(一九〇〇年六月一日)に「詳志拳匪鬧教戕官延竄入京事」、その翌日には「詳志團匪折毀京畿鐵路事」などが見られ、義和団が鉄道や教会を攻撃し、教民に危害を加えていた様子が報道されている。
- (6) 『新聞報』光緒二十六年七月二十二日(一九〇〇年八月一六日)の「論團匪殘害華人」に、
 …此外有言中外不可開衅者、彼指爲二毛子、有用洋貨洋物者、彼指爲三毛子、又如廣東甯波之人寄寓京師、有起居日用類於西人者、團匪或以槍斃或以棍擊所害者、華人於西人無與也…
 とある。
- (7) 中国史学会主編『義和團』二(上海人民出版社・上海書店出版社、二〇〇〇年)所収。
- (8) 山根幸夫「佐原篤介と『拳匪紀事』」(『論集 近代中国と日本』山川出版社、一九七六年)。

(9) 『拳事雜記』は『拳匪紀事』の一部分を再編集し、出版したものである。その『拳匪紀事』は、ジャーナリストであった佐原篤介が義和団に関する記述を多岐に渡り収集編集したものであり、巻一「上諭恭録」、巻二「匪乱紀聞」、巻三「各省防衛志」、巻四「八国連合志」、巻五「通論」、巻六「附記教士受難記・救済日記」の全六巻からなっている。また、一九〇〇年当時中国上海で発行されていた日刊新聞『申報』『中外日報』『新聞報』には「新輯拳匪紀事」という『拳匪紀事』の出版広告が掲載されていることから、同書が事件直後から読まれていたものであったといえよう。今日では、中国史学会編『義和團』一（上海人民出版社・上海書店出版社、二〇〇〇年）に所収されている。

(10) 僑折生撰『拳匪紀略』（近代中国史料叢刊統編三七輯、文海出版社）。市古宙三「義和拳の性格」（『近代中国の政治と社会』、東京大学出版会、一九七二年）。

(11) 里井彦七郎「義和団運動」（『岩波講座 世界史』二二 近代九）、岩波書店、一九六九年）。

(12) 吉澤誠一郎「義和団の天津支配と団練神話」（『東洋学報』八一—四、二〇〇〇年）。

(13) 田中辰宜「義和団事件期における南人の上海への避難」（『千里山文学論集』七〇、二〇〇三年）。

(14) 田中辰宜、前掲論文。

(15) 『申報』における最初の記事は光緒二十六年八月十六日（一九〇〇年九月九日）の「勸募救済兵災捐款」「救済善會啓」、『中外日報』では光緒二十六年八月二十五日（一九〇〇年九月一八日）の「救済善會啓」、『新聞報』では光緒二十六年八月十九日（一九〇〇年九月一二日）の「免收公費述聞」である。

(16) 掲載の詳細は以下のとおりである。在京者名簿は光緒二十六年十一月十三日（一九〇一年一月三日）江西省、同月十四日（一月四日）江西省、同月十五日（一月五日）江蘇省、同月十七日（一月七日）浙江省、同月十八日（一月八日）安徽省、同月十九日（一月九日）

湖南省、同月二十日（一月一〇日）湖北省、同月二十一日（一月十一日）四川省・広東省、同月二十五日（一月一五日）河南・山東・貴州・雲南の各省の順で掲載された。一方、出京者名簿は光緒二十六年十一月二十六日（一月一六日）浙江省、同月二十七日（一月一七日）江蘇省、同月二十八日（一月一八日）安徽省、同月二十九日（一月一九日）山東省、十二月二日（一月二二日）湖南省、同月三日（一月二三日）湖北省・福建・貴州・広東の各省、同月五日（一月二四日）江西・雲南・四川・河南の各省、同月六日（一月二五日）出身省不明者の順で掲載された。

(17) この中の若干名は救済善會の名簿との重複が見られるため、救済善會により上海へ輸送されてきたのではないかと推測は出来るものの、現在のところ確実な避難経路とは断定し兼ねる。

(18) 『中外日報』光緒二十六年十一月十三日（一九〇一年一月三日）「各省在京諸人名單」には、「前戸部郎中李豊 現携家出京」や「小京官董來江 現携家出京」といったように記載されており、北京での居住地を特定することは不可能である。

(19) 船津喜助編・小川博注『燕京佳信 船津諭助の北京通信』、一九七八年。この書は、中国人に日本語を教える学校である北京東文学社の教員であった船津諭助が、その北京滞在中であった一九〇二年（明治三十五年・光緒二十八年）より翌一九〇三年（明治三十六年・光緒二十九年）にその実父と岳父に宛てた書簡を、諭助の息子及び孫の小川博が編集・注釈したものである。同書は三部構成になっており、第一部「北京通信」は諭助が大沽到着後に書いた一九〇二年九月五日付の第一信から帰国後に彼が書いた第三十六信までの書簡からなっている。その内容は、政治的な記述よりは清末の北京の状況や風俗について詳しい。第二部は「北京通信」の保信と番外、第三部は諭助の原稿をまとめた「北京の秋」と「北京城記」からなっている。特に、「北京城記」は未定稿でありながらも、当時の北京の風土や市街、交通について克明に描かれている。

(20) 丸山幸一郎『北京』（大阪屋号書店、一九三三年）。

(22) 北京の調査は、明治四十四年(宣統三年・一九一一年)の第九期生、大正二年(中華民國二年・一九一三年)の第十一期生、大正四年(中華民國四年・一九一五年)の第十三期生、大正五年(中華民國五年・一九一六年)の第十四期生、大正七年(中華民國七年・一九一八年)の第十六期生によって行われた。

(23) 『中外日報』光緒二十六年十一月二十日(一九〇一年一月一〇日)「各省在京諸人名單」。「名單」は、省別に新聞に掲載され(掲載日及び掲載順は註一七参照)、その内容は姓名から始まり、家族、住居の順で記載されている。官職等が明らかかな場合は姓名の前に表記されている。例えば、「江蘇 候補知縣何某 家口五人 厲繩匠胡同」などと記載されている。また、以下本文では掲載日の年及び月を省略し、日にちのみを記すこととする。

(24) 『燕京佳信』の第十二信や第十八信には菜市口での処刑の様子が克明に描かれており、当時同所が処刑場としての役割を果たしていたことがよく分かる。

(25) 松木民雄『北京地名考』(朋友書店、一九八八年)、七六頁・一二六頁。

(26) 松木民雄、前掲書、一三二頁。

(27) 胡春煥・白鶴群『北京的會館』(中國經濟出版社、北京、一九九四年)、二五九・二七三頁。

(28) 米市胡同について、胡春煥・白鶴群、前掲書、二二二頁によると、重慶館の所在地は宣武区菜市口胡同西と宣武区永光寺東街西の二箇所であったことが知られる。また『光緒順天府志』京師志卷十四、坊巷下、米市胡同の項には、「有中州・江陰・光州・六安・重慶・南海諸會館」とあり、これが確認できる。

(29) 『光緒順天府志』、京師志七、衙署には、
雍正九年、祭酒孫嘉淦奏准國子監門外胡同官房一所、舊有三百餘間、今存一百四十二間、與國子監相去數武、懇恩賞給國子監衙門。大門南□、額曰欽賜學舍、計一百九十間、分公所六堂、
因在署南、亦稱南學、以衙署爲北學。

(30) とある。

張冠增「清末清初北京の歙縣會館」徽州商人とその同郷組織(『アジア文化研究』一九、一九九三年)によると、會館は本来地方から北京へ科擧等の試験を受験にきた者が受験に集中できるように整備されたものであったが、旅行者や商売人にもその利用が認められていたという。また清代後期には地域的限界を越えた同業會館や諸地方商人の共同組織としての會館が生ずるようになったという。

(31) 郷試の過酷さについて、狩野直喜の『讀書纂余』(みすず書房、一九八四年)には、

試験場即ち貢院は極広いが、一人々々容れる部屋は丁度犬の小屋の様で入口は身体が這入るか這入れぬ位である、其處に食料から何から持つて行つて、問題を考へて書くのであります、勿論寝る事も何も出来ませぬ、身体の虚弱なものは試験最中に死んだり、さうでなくても病氣を得て一生治らぬ様なものもあると云ふことです。

とある。

(32) 但し、必ずしも現職にあつた者とは限らず、前某部主事や前某府丞など元その職にあつた者及び候選や候補など実職に就く前の者をも含む。

(33) 『中外日報』光緒二十六年九月十九日(一九〇〇年十一月一〇日)掲載の「名單照録」、『新聞報』光緒二十六年九月十日(一九〇〇年十一月一〇日)掲載の「救濟善會第一批輪船載回被災官民名單」も同一内容の名簿である。

(34) 坂野正高『近代中国政治外交史』(東京大学出版会、一九七三年)、五七頁〜六二頁。

(35) 『中外日報』光緒二十六年九月十九日(一九〇〇年十一月一〇日)掲載の「名單照録」、『新聞報』光緒二十六年九月十日(一九〇〇年十一月一〇日)掲載の「救濟善會第一批輪船載回被災官民名單」と同じである。

(36) 「差」は下級役人、「弁」は士官あるいは下級武官の意。つまり下級

武官のことを指す。

(37) 塘沽駐留の守備兵。

(38) 營の指揮官である守備に次ぐ武官。品級は正六品。

(39) 千総に次ぐ武官であり、哨の指揮官。品級は正七品。

(40) 『中外日報』光緒二十六年九月十九日（一九〇〇年十一月一日）掲載の「名單照録」、『新聞報』光緒二十六年九月十日（一九〇〇年十一月一日）掲載の「救濟善會第一批輪船載回被災官民名單」と同じである。

(41) 里井彦七郎、前掲論文。

(42) 宮崎市定『科挙史』（東洋文庫四七〇、平凡社、一九八七年）。

(43) 『燕京佳信』の第二十二信には「北京の人口は大抵五十万位であらう。外城の六分は田舎である。復會館などといって人の多く住まぬ大家が多い。内城も四隅などは空地多く、大寺院など有りて割合に人口少く、また賑やかな処といっても大抵きまって居り、横町は寂寥たるものである。さればマツ五十万位であらう」との記述がみられ、会館には多くの人が住んでいなかったことが分かる。しかし、在京南人の居住状況をみる限り、この事実とは合致しない。これは南方へ避難を果たした人々が二年経った後も北京に戻って来ていることを示しているのではないだろうか。

(44) 宮崎市定、前掲書。

（関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程）